

## jinjer、介護職員等処遇改善加算の概要から対応策までを解説するセミナーを開催

～社会保険労務士 五味田氏が詳しく解説～

介護業界の人事・労務担当者様向け

社労士が解説！ **採用・定着** につながる

# 介護職員等処遇改善加算の分配方法

～煩雑な給与計算の工数削減についてもご紹介～

2024  
**7/23** (火) 12:00～13:00

無料 ライブ配信

社会保険労務士  
五味田 匡功 氏

### ■開催背景

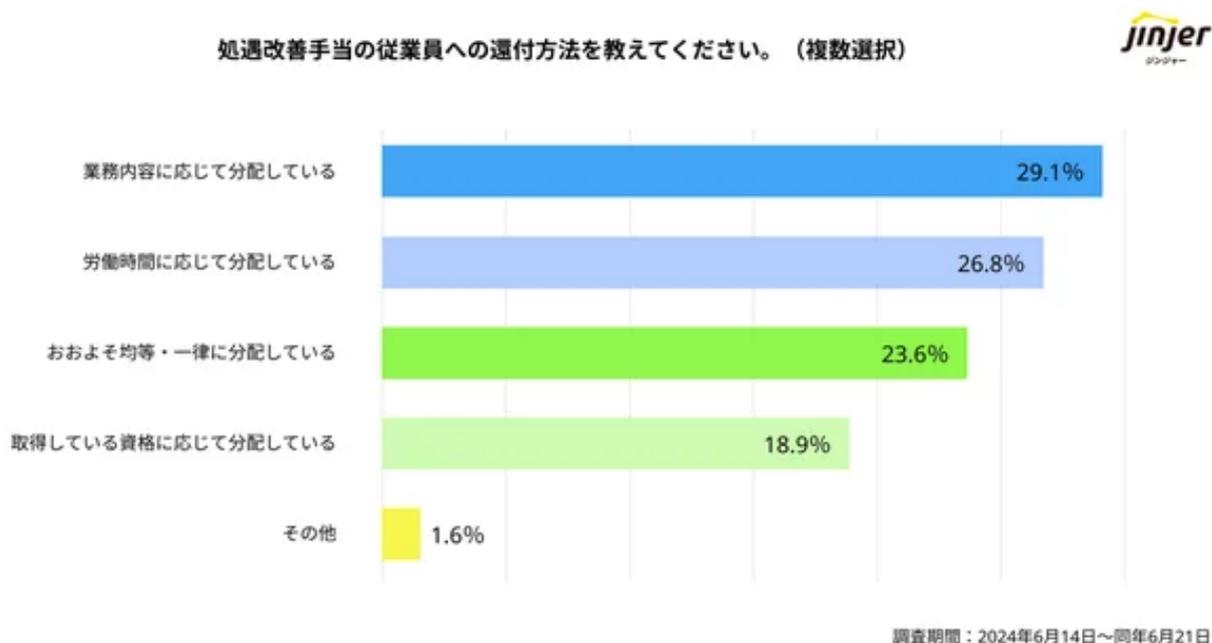
令和6年度6月より、介護職員等職員処遇改善加算が施行されました。それに伴って、加算額をどのように分配するのが良いか試行錯誤している企業は多いのではないのでしょうか。

「加算額を分配する」と言っても、その方法は多岐に渡ります。

職員の採用や定着を実現するために、従業員の待遇を引き上げたいと考えつつも、どのように分配するのが最適なかわからないとお悩みの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

当社が行った調査で「処遇改善手当※の分配方法」について質問したところ、「業務内容に応じて分配している(29.1%)」、「労働時間に応じて分配している(26.8%)」「おおよそ均等・一律に分配している

(23.6%)」「取得している資格に応じて分配している(18.9%)」という結果になり、事業所によって分配の基準は様々であることが明らかになっています。



このような背景を踏まえ、本ウェビナーでは、社会保険労務士の五味田氏から、介護職員等処遇改善加算の概要から具体的な対応策について解説します。それに加えて、人事労務システムを活用した介護職員等処遇改善加算への対応についてもご紹介いたします。

「介護職員等処遇改善加算について詳しく知りたい」「対応を効率化する方法を知りたい」と考えている方は、ぜひご参加ください。

※処遇改善手当とは

介護職員等処遇改善加算によって事業所が受け取った金額を、介護職員に対して支給することを指します。

## ■開催概要

▶日程

2024年7月23日(火)12:00~13:00

▶会場

オンライン開催

※視聴URLは、お申し込みいただくメールアドレス宛にお送りいたします。

▶参加費

無料

▶お申し込みはこちら

<https://hcm-jinjer.com/seminar/129769/>

▶本ウェビナーに関する問合せ先

[inbound\\_jinjer@jinjer.co.jp](mailto:inbound_jinjer@jinjer.co.jp)

## ■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算などの人事の定型業務から人事評価・eラーニングといったタレントマネジメントまで、1つにまとめて管理できるクラウド型人事労務システムです。人事情報を1つに統合した「Core HRデータベース」によって、勤怠集計からの給与計算や、社会保険手続きに関する帳票類の入力といった定型業務の効率化・自動化を支援します。

また、それぞれのシステムのデータベースがつながっているため、データベースの自動反映や役割変更に応じた各システムへの権限変更の自動化などを実現します。

▶「ジンジャー」サービスサイト：<https://hcm-jinjer.com>

## ■jinjer株式会社概要

名称：jinjer株式会社

所在地：東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿

代表者：代表取締役社長 桑内 孝志

URL：<https://jinjer.co.jp/>

---

jinjer株式会社のプレスリリース一覧

[https://prtmes.jp/main/html/searchrlp/company\\_id/89626](https://prtmes.jp/main/html/searchrlp/company_id/89626)

---

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】

jinjer株式会社 広報室 (E-mail : pr@jinjer.co.jp)